

高松平和病院 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスおよび  
適切な意思決定支援に関する指針

高齢多死社会の進行に伴う地域包括ケアシステムの構築への対応の必要性や英米諸国を中心とした ACP(advanced care planning)の概念を踏まえた研究・取組みの普及を背景として平成 30 年に厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(以下、ガイドライン)が改訂された。当院でもこれに則り、これまでの「高松平和病院における終末期医療に関する指針」を改め、「高松平和病院 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスおよび適切な意思決定支援に関する指針」を制定する。

1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- ① 人生の最終段階(その時代の最善の治療によっても治癒不可能な病状にあると判断され、病状が不可逆的かつ進行性で回復の見込みがなく、近い将来に死期が訪れると予想される状態)においては患者の生活の質(QOL)の維持・向上を図る全人的な医療・ケアの提供を行うことに特に配慮する。
- ② 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種(医療・介護従事者)から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進める。
- ③ 本人の意思は変化しうるものであり、医療・ケアチームは本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行い、繰り返し本人および家族等の信頼できるものも含めて話し合いを行う。本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。
- ④ 医療・ケアチームは人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等を医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断する。
- ⑤ 医療・ケア行為の開始・不開始、中止の対象となる行為には、1)気管内挿管、人工呼吸器の装着、2)心臓マッサージ、電氣的除細動、3)栄養管理としての中心静脈栄養や経管栄養、胃瘻・腸瘻増設、5)化学療法、輸血、人工透析、人工臓器などが含まれる。
- ⑥ 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は禁止する。

2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から本人に適切な情報の提供と説明を行う。
- ② そのうえで本人と医療・ケアチームとで合意形成に向けた十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本として多専門職種から構成される医療・ケアチームとしての方針の決定を行う。
- ③ 医療・ケアチームは、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて適切な情報の提供と説明を行う。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて繰り返し話し合いが行われるよう努める。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめて記録しておく。  
また、本人の意思を確認するため、本人が署名した文書(病状説明及び治療計画説明同意書など)を残しておく。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人にとって何が最善であるかについて医療・ケアチームが家族等と十分に話し合い、本人にとって最善と思われる方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、チームとして集団的に検討し、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度文書にまとめて記録しておく。また、本人の意思が確認できない時は、家族等の本人の意思を推定できる人が署名した文書(病状説明及び治療計画説明同意書など)を残しておく

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- ① 上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、
  - ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
  - ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
  - ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアについての合意が得られない場合等については、院内倫理委員会に諮問し、同委員会は審議の結果を申請者に報告する。